

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 2 5 号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成 1 7 年瀬戸市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(下水道課) 第 3 3 条 <省略> 2 <省略> 3 建設係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1) <省略> (2) 下水道の建設に関すること。 (3) <省略> 4 <省略>	(下水道課) 第 3 3 条 <省略> 2 <省略> 3 建設係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1) <省略> (2) 下水道及び都市下水路の建設に関すること。 (3) <省略> 4 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。